



2025年2月21日

カトリック新潟教区の皆様

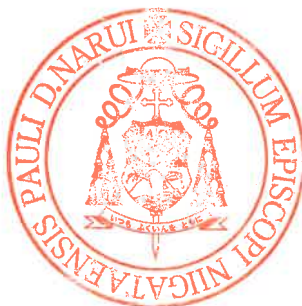
「性虐待被害者のための祈りと償いの日」について

主の平和

教皇フランシスコは、2016年に「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を設定し、祈り、償い、被害者の痛みを学ぶ機会とするよう、世界の教会に呼びかけています。日本の教会では毎年四旬節の第2金曜日を「性虐待被害者のための祈りと償いの日」（以下、「祈りと償いの日」）と定め、新潟教区ではその前後の日曜日に共同体とともに祈り、意識を深める取り組みを行ってきました。昨年は、教区ハラスメント対応委員会がテーマを定め、それについて各共同体で分かち合っていました。また、6月の司祭の集いでは中央協議会の担当者にお願ひし、「ハラスメントの加害者になりえるわたしたち」という内容で研修が行われました。聖年を祝う今年の取り組みは、自らをふり返り、神が望まれる共同体をともに目指すための良い機会となるでしょう。引き続きこの問題について皆が自分事として受け止め、歩みを進めていきたいと思ひます。

今年、新潟教区として、以下の5点を実施していきたくてお願ひしておりますので、各小教区、修道院での対応をお願ひいたします。

1. 「カトリック新潟教区ハラスメント防止宣言」を四旬節の間教会に掲示してください。
2. 3月21日直前、または直後の日曜日に、教皇の意向に従いすべての小教区と修道院でミサを捧げてください。なお、奉献文は「ゆるしの奉献文」を用いてください。そして、共同祈願または拝領祈願後に「カトリック新潟教区ハラスメント防止宣言」を一緒に唱えて下さい。
3. ミサの前後、または最中に教皇庁未成年者保護委員会作成の祈りを唱えてください。
4. ハラスメント相談窓口のカードが教会の誰もが手に取ることのできる場所に常時おいてあることを確認し、ミサのお知らせの時間にカードの紹介をしてください。
5. 添付の、新潟教区ハラスメント対応委員会からの「小教区での分かち合いのお願ひ」に取り組んでください。



カトリック新潟教区 司教

成井大介